

使用開始日
2017年11月23日



先進国投資適格債券ファンド (為替ヘッジあり)

愛称:マイワルツ

追加型投信/海外/債券

この目論見書により行う「先進国投資適格債券ファンド(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2017年11月22日に関東財務局長に提出しており、2017年11月23日にその効力が生じております。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第324号

設立年月日：1985年7月1日 資本金：20億円（2017年8月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：14兆1,662億円（2017年8月末現在）

委託会社への
照会先

【コールセンター】0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ*
追加型	海外	債券	債券・一般	年4回	グローバル (日本を除く)	あり (フルヘッジ)

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を除く先進国の公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

 取得時において BBB 格相当以上の格付けを有する公社債(以下「投資適格債券」)に投資を行います。



BBB格相当以上とは、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)によるBBB一格以上、またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's社)によるBaa3格以上の格付けをいいます。

* 組み入れた投資適格債券が、組み入れ後の格付けの低下によりBBB格相当以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として保有することがあります。



投資適格債券のうち、普通社債、劣後債、国債等に投資を行います。

* 投資適格債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

* 劣後債とは、発行体に破産などの債務不履行事由が発生した場合に、通常の債券に比べ、債権者に対する債務の弁済(元利金の返済)順位が劣る債券をいいます。

☞ 例えば、ある企業が普通社債と劣後債を発行している場合には、劣後債の利回りは普通社債の利回りに比べ一般的に高くなりますが、劣後債の債権者は普通社債の債権者よりも弁済順位が劣ります。

※当ファンドにおいて先進国とは、国内経済が発展していると委託会社が判断する国・地域(例えば、米国、カナダ、英国、ドイツ、豪州など)をいいます。

公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ

	S&P社	Moody's社			
↑ 高い 格付け(信用力) ↓ 低い	AAA	Aaa	投資適格債券(投資適格格付け) 主要投資対象		
	AA	AA+		Aa	Aa1
		AA			Aa2
		AA-			Aa3
	A	A+		A	A1
		A			A2
		A-			A3
	BBB	BBB+		Baa	Baa1
		BBB			Baa2
		BBB-			Baa3
BB	BB+	Ba	Ba1		
	BB		Ba2		
	BB-		Ba3		
B	B+	B	B1		
	B		B2		
	B-		B3		
CCC	CCC+	Caa	Caa1		
	CCC		Caa2		
	CCC-		Caa3		
CC		Ca			
C		C			
D					
			高利回り債券(投機的格付け)		

公社債の格付けとは？

公社債の元本、利息の支払いの確実性(信用力)の度合いを示すもので、左図のようにアルファベット等で表記されます。格付けは、格付け会社(S&P社、Moody's社等)によって行われています。S&P社の場合、「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー一内での相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

投資適格債券とは？

一般に、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、“債務を履行する能力が十分にある”と評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ、「BBB-」格以上、「Baa3」格以上の公社債がこれに該当します。

1. ファンドの目的・特色

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。



為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかる場合があります。

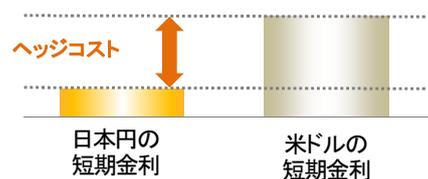
《ご参考》為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が円の短期金利より高い場合は、金利差相当分のヘッジコストがかかります。

例えば右図のように、米ドル建ての資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの短期金利が日本円の短期金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

(例) 日本円の短期金利 < 米ドルの短期金利 の場合



金利差相当分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

3 スタンディッシュ社が運用を行います。



当ファンドの運用の指図に関する権限の一部(有価証券等の運用の指図に関する権限)をスタンディッシュ社に委託します。

スタンディッシュ社

(正式名称:スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー)

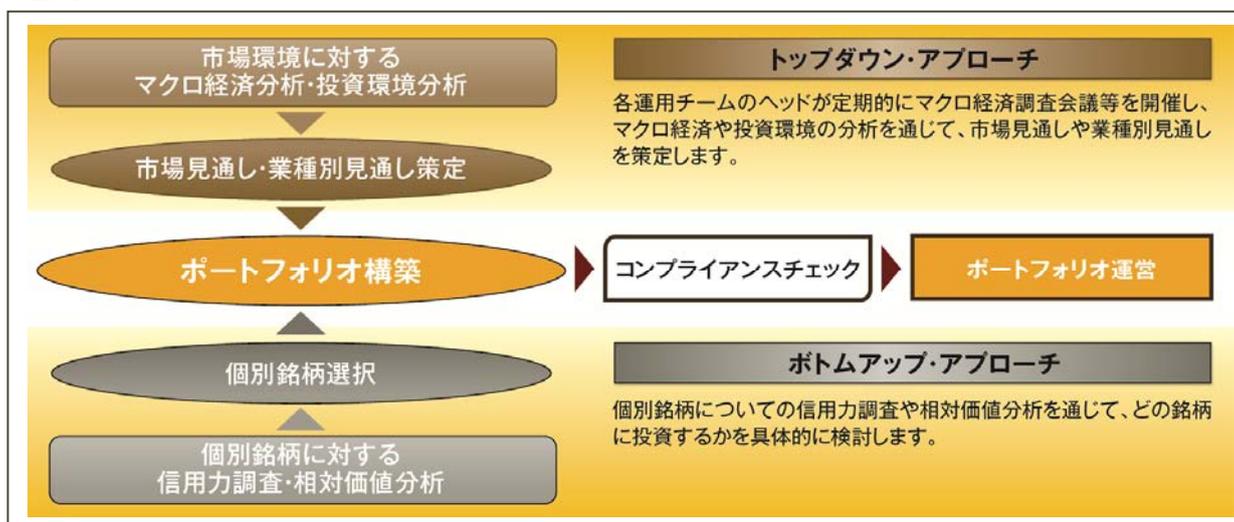
スタンディッシュ社は、80余年前の1933年、大恐慌のさなかに米国ボストンにて数人の創業者によって設立されました。2017年6月末現在で1,565億米ドル(約17.5兆円、1米ドル=112.00円で換算)以上の資産を受託しています。

債券運用のみに注力する運用会社であり、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。現在では、米国のほか、英国やシンガポールにも運用拠点を有しています。



市場環境を分析するトップダウン・アプローチと、個別銘柄を分析するボトムアップ・アプローチの双方に基づき、適切なリスク管理の下でポートフォリオを構築します。

■運用プロセス■



※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。



ポートフォリオの構築にあたっては、為替ヘッジコストを考慮したうえで、相対的に高い利回りの確保を目指します。

1.ファンドの目的・特色

4 年4回の決算時に、収益分配を行うことを目指します。



毎決算時(原則として2月、5月、8月、11月の各22日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行うことを目指します。

◆分配方針◆

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益分配のイメージ



※ 上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、当ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



主な投資制限

株式	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得したものに限り、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。



金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドは相対的に高い利回りの確保を目指してポートフォリオを構築するため、比較的残存期間の長い公社債の組入比率が高くなる場合があります。残存期間の長い公社債は、残存期間の短い公社債に比べ、金利変動による公社債価格の変動が大きくなります。



信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは、通常の債券に比べ弁済(元利金の返済)順位が劣る劣後債を組み入れる場合があります。



為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、為替ヘッジを行う通貨の短期金利が日本円の短期金利より高い場合、この短期金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「流動性リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆当ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

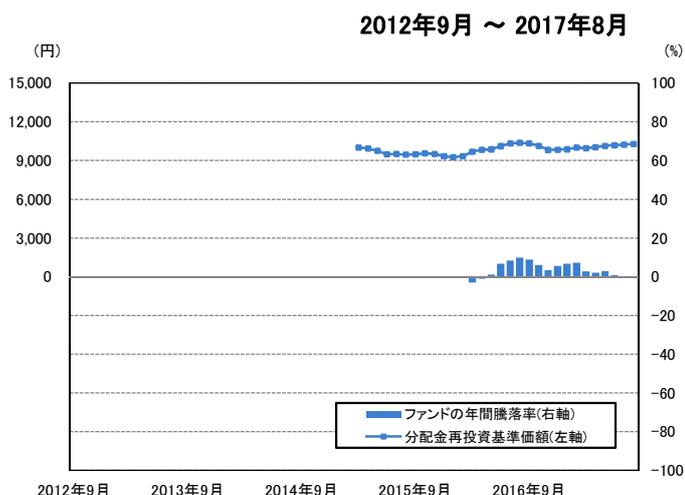
リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

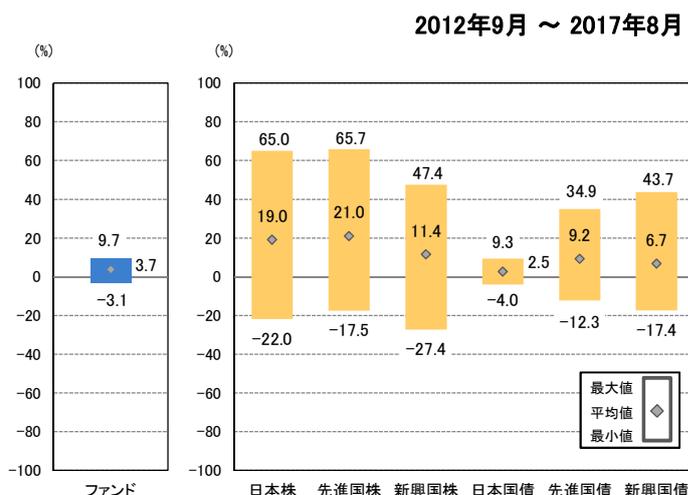
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)

* 年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

* なお、当ファンドは2015年3月2日に設定しているため、年間騰落率については2016年3月以降の騰落率を表示しています。また、分配金再投資基準価額については2015年3月末より表示しています。

* 上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2012年9月～2017年8月の5年間にわたる年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは2015年3月2日に設定しているため、当ファンドの年間騰落率については2016年3月以降の平均・最大・最小を表示しています。

* 代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「シティ世界国債インデックス(除く日本)」は、シティグループ・インデックスLLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

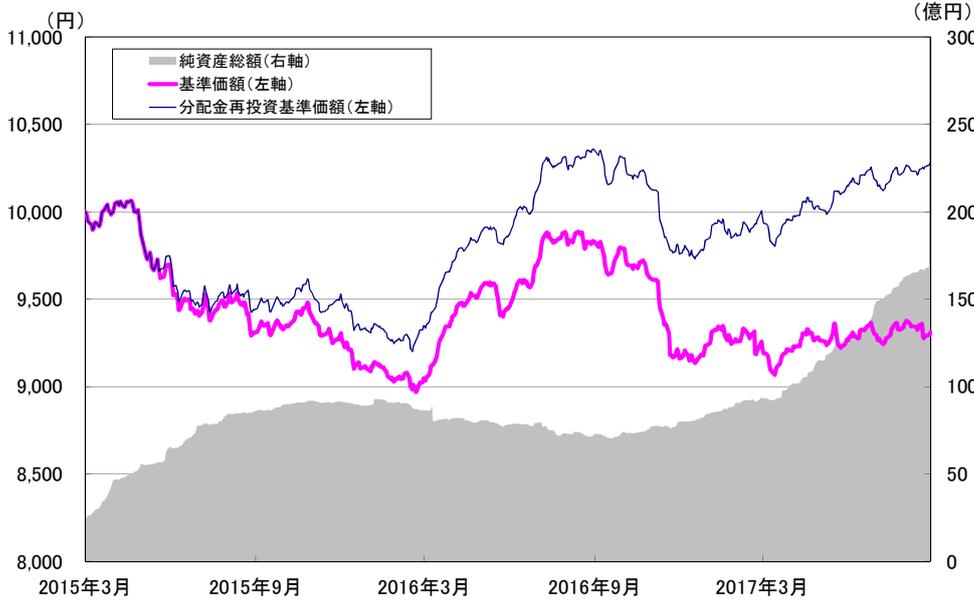
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3.運用実績

データの基準日:2017年8月31日

基準価額・純資産の推移

《2015年3月2日～2017年8月31日》



分配の推移 (税引前)

2017年 8月	80円
2017年 5月	120円
2017年 2月	135円
2016年11月	105円
2016年 8月	90円
直近1年間累計	440円
設定来累計	930円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2015年3月2日)

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。
 資産の種類の内書は、国/地域を表します。

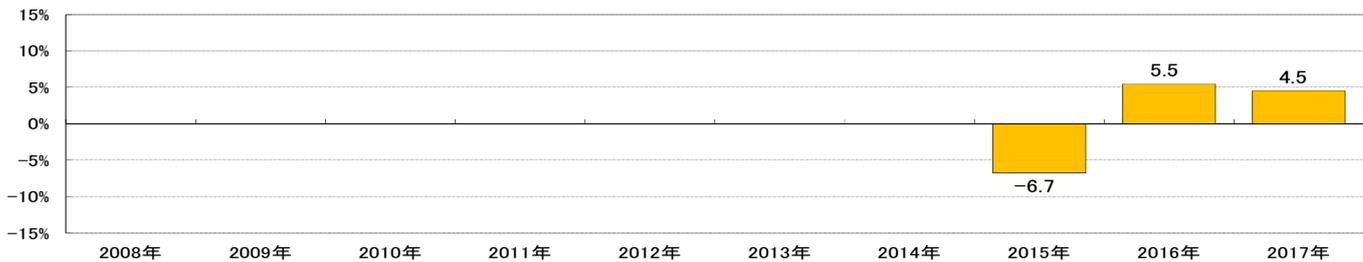
資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率 (%)
特殊債券	0.6
内 ドイツ	0.3
内 国際機関	0.3
社債券	93.5
内 アメリカ	75.3
内 イギリス	4.7
内 オランダ	3.5
内 カナダ	2.5
内 ガーンジー	1.5
内 その他	6.0
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	5.8
合計(純資産総額)	100.0

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
1	UBSグループ	社債券	スイス	4.125	2025年9月24日	0.9
2	ブランチ・バンキング・アンド・トラスト	社債券	アメリカ	3.800	2026年10月30日	0.9
3	バンク・オブ・アメリカ	社債券	アメリカ	4.000	2024年4月1日	0.8
4	シチズンズ・フィナンシャル・グループ	社債券	アメリカ	4.300	2025年12月3日	0.8
5	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	社債券	アメリカ	3.782	2028年2月1日	0.8
6	アンハイザー・ブッシュ・インベプ	社債券	アメリカ	4.900	2046年2月1日	0.7
7	デル	社債券	アメリカ	5.450	2023年6月15日	0.7
8	ウェルズ・ファーゴ	社債券	アメリカ	3.584	2028年5月22日	0.7
9	シティグループ	社債券	アメリカ	4.450	2027年9月29日	0.7
10	バンク・オブ・アメリカ	社債券	アメリカ	4.183	2027年11月25日	0.6

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2015年は設定日から年末までの収益率、および2017年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2017年11月23日から2018年5月22日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（換金の請求金額が多額な場合を含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2025年2月21日まで（2015年3月2日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ http://www.am-one.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	2月、8月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に、 2.16% (税抜 2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率 0.7236% (税抜 0.67%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜) 主な役務
	委託会社	年率 0.42% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率 0.22% 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率 0.03% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
※委託会社の信託報酬には、当ファンドの有価証券等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(スタンディッシュ社)に対する報酬(日々の当ファンドの純資産総額に対して年率 0.20%)が含まれます。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は 2017 年 8 月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

